

令和4年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第5回福岡地方最低賃金審議会

1 日 時： 令和4年8月17日（水） 12:05 ~ 12:40

2 会 場： 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者： 【公益代表委員】 4人（定数5人）

高田 亜朱華
富山 敦
平井 佐和子
平木 真朗（会長）

【労働者代表委員】 5人（定数5人）

河村 敏昭
黒崎 美紀
小陳 武志
野中 篤志
浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人（定数5人）

金子 亮輔
小島 良俊
中村 年孝
松本 恭子
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 安達 労働局長
辻 労働基準部長
鈴木 賃金室長ほか

4 主要議題

（1）福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

（2）福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）その他

5 審議内容

会長 ただ今から令和4年度第5回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。
なお、本審議会は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。
本日は、公益代表委員の丸谷委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たしておりますので、本会議は成立しております。
本日の議事録の署名を、
労働者代表委員 黒崎委員
使用者代表委員 小島委員
にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

黒崎委員
小島委員 (承諾)

会長 それでは議事に入ります。
議事（1）の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。
この議事につきましては、7月28日の第3回福岡地方最低賃金審議会において、福岡労働局長から「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問を受け、本日開催されました第2回運営小委員会において、関係労使からの意見聴取が行われ、審議がなされております。
つきましては、運営小委員会での審議の結果について、運営小委員会の富山委員長からの報告をお願いします。

富山委員 それでは、会長あて報告書をお渡しします。

(会長へ報告書を手交)

事務局 (報告書(写)配付)

会長 では、ただ今報告書をいただきましたので、事務局で読み上げてください。

賃金室長 (報告書朗読)

会長 運営小委員会からのご報告をいただきましたが、委員長代理として私も出席をしておりましたので、ここで私から、運営小委員会での審議経過について先にご説明をいたします。

労働者側代表委員からは、公正労働条件の確保、人材獲得競争への対応、中小企業等の適切な価格転嫁ができる環境が望ましいこと、それから生活物価、企業物価

等が行き渡っていること、新型コロナウイルスから回復傾向にあること、そのようなもの等を考えた場合に特定最低賃金の引上げに関して議論するべきでないか、とのご意見をいただいております。

使用者側代表委員からも基本的に状況認識については変わりませんので、業種毎によって労使間で議論を進めていくべきだ、というご意見をいただいております。

他方で、特定業種に関しては、労働協約の賃金が900円というケースがありまして、もし、今年度の地方最低賃金が効力を発生した場合に、それとイコールになってしまうと。この場合だと、特定最低賃金は地方の最低賃金を上回らなければいけないという規定がありますので、そことの整合性が問題になるだろうという契機が事務局からなされました。

また、労働者側代表委員からは、現行では地方最低賃金は870円なので、それは問題ないのではないかと。

ただ、今後異議審を経て900円になる可能性も高い、というところで一致を見ませんでしたので、業種に関しては、「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「自動車（新車）小売業」の4業種について審議をすることで全会一致しました。「百貨店、総合スーパー」の業種については継続審議になったという次第です。

運営小委員会の富山委員長からも、もし補足で説明が必要でしたら、よろしくお願いします。

富山委員 特にございません。

会長 分かりました。

ただ今の報告について、何かご意見、その他ございますでしょうか。

野中委員 はい。

会長 はい、野中委員。

野中委員 1点確認をさせてください。

百貨店、総合スーパーの継続審議に関わることですが、これは、必要性の有無の審議について継続審議を行っていくという受け止めでよろしいでしょうか。

そして、その審議を行う場としては、小委員会でやっていくということでよろしいでしょうか。

会長 これに関しては、おっしゃられているとおりに必要性の有無についての審議を続けるということです。

これは、運営小委員会の方から、運営小委員会の場では決まらなかったので、本審で審議をしてくれということで答申をいただいたという関係になったとの理解をしています。

よろしいでしょうか。

野中委員 そうでしたら、本審の中で審議ができるという位置づけでしたら、継続審議となつた経過について、私も運営小委員会を傍聴という形で聞かせていただいておりましたけれども、労働者側の意見としては、今後30円上がるとしても現在はまだ地賃900円となっていない状況で、また、使用者側も事務局に委ねるという発言をなされた流れからいくと、労使の確認の下で審議をするかしないかという形、公益側からも意見がございましたけれども、それであれば当然必要性有りとして審議をしていくべきではないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

会長 ということであれば、この運営小委員会から頂いた報告書にある1の改正決定の必要性有りの(1)から(4)と同じ扱いにするということですか。

野中委員 そうです。
ここで継続審議をする理由がないのではないかと思うのですが。

会長 これに関しては、運営小委員会は、全会一致が原則であります。運営小委員会での議論に関して言うと、全会一致という状況とは見ることができないのではないかと思います。(1)から(4)の業種では全会一致になったのですが、百貨店、総合スーパーは全会一致にならなかつたという認識なので、継続審議のままという取扱いにさせてもらったということです。

野中委員 そうであれば、本審で全会一致となれば必要性有りとなり、特定最低賃金専門部会で審議を行うということなると。

会長 すみません、事務局へ確認をします。

(会長と事務局の協議)

(高田委員退室)

会長 失礼しました。
確認しますと、今の野中委員のご質問に対しては、採決の在り方であるとか具体的な詰めに関してはまだできておりませんので、その辺を含めて継続審議という形で収めさせていただけないでしょうか。

- 野中委員 分かりました。
継続審議はどこで結論が出るのかという気になったもので、ご質問させていただきました。そのような中で判断をしっかりとしていただければと思います。
- 会長 ありがとうございます。
その他、何かご意見等ありませんか。
- 吉岡委員 はい。
- 会長 吉岡委員。
- 吉岡委員 今の野中委員の質問に関連してなのですが、私どもの理解としては、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の必要性の有無について、改めて手続等を整理した上で、後日になると思いますが、本審で協議、決定するということでよろしいのでしょうか。そのように今、聞き取れたのですが。
改めて本審を開いて、必要性の有無について協議をするという理解でよろしいのでしょうか。
- 会長 本審を開いて審議を続けることについては、おっしゃっているとおりです。
今のところ、運営小委員会へ戻すなどは予定していないということです。もし、新たにご提案等がございましたら検討するということになるかと思います。
その他、よろしいでしょうか。
- 各委員 (意見なし)
- 会長 では、ご意見がないようでしたら、事務局で答申文（案）を準備しますので、しばらくお待ちください。
- 賃金指導官 (答申文（案）を会長に確認)
- 会長 それでは、事務局は答申文（案）を配付して、読み上げてください。
- 事務局 (答申文（案）配付)
- 賃金指導官 (答申文（案）朗読)
- 会長 ただ今、読み上げました内容で答申してよろしいでしょうか。

- 各 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは、答申いたします。
- 会 長 (答申文を局長に手交)
- 局 長 (答申文を受けた後、お礼のあいさつ)
- 会 長 次に、議事（2）の「福岡県特定最低賃金の改正決定について」（諮問）です。
- 局 長 それでは、福岡県特定最低賃金の改正決定について、諮問させていただきます。
- 局 長 (諮問文を会長に手交)
- 事 務 局 (諮問文（写）を各委員に配付)
- 会 長 ただ今、諮問を受けましたので、事務局から諮問文を読み上げてください。
- 賃金指導官 (諮問文朗読)
- 会 長 委員の方々にはご苦労をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。
今後は、福岡県特定最低賃金専門部会を設置し、専門部会において審議していくことになります。
ここで私から、福岡県特定最低賃金専門部会の審議につきまして、ご確認させていただきたいことが3点あります。
1点目ですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。」と規定されています。当審議会におきましては、従来から「専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その議決をもって、審議会の議決とする。」という取扱いをしておりました。また、専門部会で結論が出た場合、本来なら本審において、会長から福岡労働局長に答申すべきですが、全会一致の場合には、専門部会長が、福岡労働局長に対して会長名により、答申を行う取扱いをしておりました。
今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会において全会一致で結論が出た場合は、その議決をもって審議会の議決とし、その場合には、専門部会長が会長名により、局長あて答申する、という取扱いでご了解していただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、異議がないようでしたら、専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その議決をもって審議会の議決とし、専門部会長が会長名により局長あて答申することといたします。

次に2点目ですが、最低賃金審議会令第6条第7項には「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。当審議会におきましては、従来から、本審の議決を踏まえ、「専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止する。」という取扱いをしておりました。今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会が任務を終了した時には、専門部会を廃止する、という取扱いでご了解していただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、異議がないようでしたら、専門部会は任務が終了した時に廃止することといたします。

次に3点目ですが、最低賃金審議会の公開についてです。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項では、原則として会議を公開するとしていますが、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができます。」と規定されています。

さて、この点につきましては、6月28日の第1回福岡地方最低賃金審議会において、審議会内での「金額審議」については「非公開」とすることが全体で確認されたところです。

したがいまして、こうした確認がなってきたことを踏まえ、また、福岡地方最低賃金審議会内において「金額審議」を行う場合については、福岡地方最低賃金審議会の5業種における特定最低賃金専門部会の運営規程第6条第1項において、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができます」との規程がなされていることからも、特定最低賃金の審議に関わっては「具体的な金額審議」となる部分については、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき非公開の扱いとしたい、そのように考えますが、このような考え方のご異議はございませんか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございました。それでは、特定最低賃金の金額審議につきましては非

公開といたします。

次に、議事（3）の「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金指導官

（「公示」を説明）

会長

今の説明で、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

（なし）

会長

他に何かございますか。

無ければ、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。
大変お疲れ様でした。

署名

公益代表委員

平木 真朗

労働者代表委員

黒崎 美紀

使用者代表委員

小島 良俊